

9 月臨時教育委員会

参考資料

(令和 8 年 9 月 9 日)

同意

第 1 号 丹波篠山市教育委員の辞職の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

丹波篠山市教育委員会会議規則

(教育総務課)

・・・ 1 頁

・・・ 3 頁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（平一法一五一・平一三法一〇四・平一六法九一・平一九法九七・

平二六法七六・平二九法五・平二九法二九・令四法六八・一部改正）

（任期）

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（平二六法七六・一部改正）

（辞職）

第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（平二六法七六・一部改正）

（会議）

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

ならない。

- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。
- 5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。
- 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(平一一法八七・平一三法一〇四・一部改正、平二六法七六・旧第十三条繰下・一部改正)

○丹波篠山市教育委員会会議規則

平成11年4月1日

教委規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 丹波篠山市教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の種類)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回とする。ただし、事情により、変更することができる。
- 3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員の2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

第2章 招集

(招集の方法等)

第3条 会議の招集は、教育長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- 2 会議招集後教育長が必要と認めるときは前項の規定にかかわらず、会議に付すべき事件を追加することができる。
- 3 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を教育長に届け出なければならない。

(議事日程)

第4条 教育長は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め委員に配布する。

- 2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかったとき、又は会議が終結しなかったときは、教育長は改めてその日程を定めなければならない。

第3章 職務代理者の指定

(職務代理者の指定)

第5条 教育長は、あらかじめ職務代理者を指定する。

- 2 教育長職務代理者の指定は、指名推薦の方法によって行う。
- 3 教育長職務代理者の指定が前項の方法によって行われがたいときは、記名又は無記名投票の方法によって行う。
- 4 前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行う。

い多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人が当選人を定めるにあたり得票数が同じときは、くじでこれを定める。

第4章 会議

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議案の審議
- (3) 教育長の報告の聴取
- (4) その他
- (5) 閉会の宣告

(開会等の宣告)

第7条 会議の開会、休憩及び閉会は、教育長がこれを宣告する。

(事件の宣告)

第8条 教育長は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。

(事件の趣旨説明)

第9条 会議に付された事件については、その発議者又は提出者がまずその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

第10条 委員は、前条の説明が終わった後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って教育長がこれを許可する。

(採決)

第11条 会議に付された事件のうち、採決を要するものについては、討議が終結した後、教育長が問題を宣告して採決しなければならない。

第12条 採決は、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めたときは、委員に対し、1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(動議の提出)

第13条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項の会議について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 事務局及び教育機関の職員の任免、その他人事に関する事項
- (2) 社会教育委員その他法令に基づく各種委員の委嘱及び解嘱に関する事項
- (3) 市教育表彰の被表彰者の決定に関する事項
- (4) 教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事項
- (5) 訴訟又は不服申立ての処理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の公開が不適當である事項
(事務局職員等の出席)

第15条 教育長は、必要に応じて事務局及び教育機関の職員を出席させることができる。

(会議録)

第16条 会議の次第は、会議録に記載するものとする。ただし、必要に応じて記載を省略することができる。

2 会議録には、教育長及び会議で決めた委員1人が署名しなければならない。

第17条 会議録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- (4) 議題及び議事の概要
- (5) 議題となった動議を提出した委員の氏名
- (6) その他会議又は教育長において必要と認めた事項

2 会議録は、教育長が事務局職員を指名し、これを作成させるものとする。

第5章 請願等の処理

(請願等の処理)

第18条 委員会に対して請願又は陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

第6章 傍聴

(傍聴の許可)

第19条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第20条 次の各号に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不適當と認めた者
(傍聴人数の制限)

第21条 教育長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第22条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第23条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月8日教委規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き在職する間は、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。